



◀総面積 34 畝の敷地に広がる「いわてクリーンセンター」。最先端の技術を生かして、環境との調和を図る

産業廃棄物処理モデル施設 いわてクリーンセンター始動

● 特集 ●
快適環境の創造を目指して

わが国経済の発展は物質的に豊かな社会を実現する一方、大量生産、大量消費の社会システムを生み出した。こうした中で産業廃棄物の発生量は増加の傾向を続け、その質は複雑・多様化している。一方で、その処理体制の整備が追いつかず、産業廃棄物の処理をめぐる状況は非常に厳しいものになっている。

また、環境保全や省資源・省エネルギーの重要性について世界的に意識が高まる中、廃棄物問題に

対する新たな取り組みが求められている。

こうした状況に対応するため、本県では産業廃棄物の適正処理対策を進めてきており、この9月、江刺市内に「いわてクリーンセンター」が完成した。

そこで今回の特集では、全国から大きな注目を集める中、快適で豊かなくらしと環境との調和を目指し、いよいよ始動する「いわてクリーンセンター」についてお伝えする。

増える産業のゴミ

私たちの日常生活やいろいろな産業活動を通じて排出される廃棄物。一口に廃棄物といってもさまざまなものがあり、発生の仕方によって、主に日常生活に伴い発生する一般のゴミや粗大ゴミ、し尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する「産業廃棄物」に分けられる。産業廃棄物は、汚泥や鉱さい、建設廃材、木くず、ばいじんなど、合わせて19種類が法律に基づいて指定されている。

私たちの日常生活から出る一般

廃棄物の処理責任が市町村にある一方で、工場などから出される産業廃棄物は、それを出した事業者が処理しなければならない。産業廃棄物の排出事業者がその処理責任を負うこのルールは「排出者処理責任の原則」と呼ばれ、産業廃棄物処理の基本理念となっている。

このように一般のゴミとは性格を異にする産業廃棄物。では、県内ではどれくらいの産業廃棄物が発生しているのだろうか。

県の調べによれば、昭和56年度1年間に発生した産業廃棄物の量は、2,132千ト(家畜のふん尿を除く)。平成2年度には3,063千トとなり、9年間で約44%増加している。県庁舎を大きな容器に例えれば、平成2年度1年間で県庁舎約40杯分の産業廃棄物が発生したことになる。

さらに、県の推計によれば、産業廃棄物の発生量は平成7年度に3,629千ト、平成12年度には平成2年度に比べて41%増の4,319千トに達する見込みだ。

こうして発生した産業廃棄物は、資源化・再利用のための分別

や、脱水、焼却、破碎などの「中間処理」と呼ばれるプロセスを経て減量された後、最終的には埋め立てにより処分されている。

平成2年度の場合、県内での産業廃棄物の全発生量3,063千トのうち、直接資源化・再利用されたのは578千トで、全体の18.9%。中間処理された後に再利用に回された分と合わせると、全体の23.7%に当たる723千トが最終的に資源化・再利用されたことになる。また、発生量の59.3%に当たる1,816千トが中間処理によって減量化されたり安定化、無害化されており、最終的には全体の23.3%に当たる713千トが埋め立てにより最終処分されている。

このように、リサイクルと減量化によって、産業廃棄物のある程度は圧縮されてきた。しかし、その発生量は増加の一途をたどり、質的にも多様化する傾向が強まっている。その一方で、処理施設の不足により、各地で不法投棄や不適正な処理が大きな問題となってきた。

